



様式第7号（第8条関係）

意見書

令和3年12月15日

姫路市議会議長 様

姫路市議会議員

三木 和成

姫路市議会議員政治倫理条例第15条の規定に基づき、審査の結果について、次のとおり意見を表明します。

記

政治倫理審査基準に違反しており、道義的かつ政治的に重大な責任があると認められ、議員辞職勧告が相当と決定されたが、審査は極めて不十分な資料だけにに基づき、事実関係を十分に調査していないため、厳重に抗議します。

詳細は別紙の通りです。

- 1 市長が「配慮が足りなかった」「ご迷惑をおかけして申し訳ない」と発言しているにもかかわらず、市側職員にまったく非がないという大前提で私に辞職を勧告するのは、市長の判断を無視していることになる。

⇒市長と職員は、別の立場なのか？

⇒「市の当該事業は民業圧迫ではないという前提」で審査されているが、その前提を、市は
どういうプロセスで、検証したのか、それを明示してほしい。専門家を招き、当事者である
民間事業者や他の同業者等から事情聴取して、適切に公式に検証したのか？

*p.6「市と事業者のイベントは、開催日がずれており内容もちがうのに、なぜ民業圧迫と
考えたのか」という審査委員の発言は、民業圧迫、コロナ禍での民間の苦労を理解して
いるとは思えない。

⇒もし市に「配慮が足りず」いくらかでも非があるなら、職員の対応にもいくらかでも非があった
ことになる。つまり職員が適正に対応していれば、この件は発生しなかったという可能性が
ある。私一人の問題ではない。

- 2 民間事業者を参考人として招致し、事情を聴くという要望を却下したことについて、まったく
記載されていない。

詳細な事情を知るこの業者を外したままで、事情をきちんと理解せず、結論したとは思えない。
この業者から事情を聞かなかった理由を知りたい。

- 3 2月16日の報告書については、客観性、信ぴょう性に欠けるとしながら、その信憑性に欠ける
情報をなぜ「事実」として認定しているのか？

⇒そもそも私は「録音がある」と聞かされていたため、「そうなんですか」と言ったまでである。

「ない」ものを「ある」と伝え、無理やり認めさせたのは、違法ではないか？

⇒証拠もなく、信憑性に欠ける報告書だけで、「事実」になるのか？

⇒「客観性、信憑性に欠ける報告書の発言」について、「世間的に通るのか？」という質問は
意味をなさないのではないか。

事実かどうかもわからないまま、事実であるとして審査を続けたのは、別の意図を感じる。

4 調査書類の使用については、明確な基準がないにもかかわらず、私が民間に資料を見せたことを違反と断定している。

p.9「調査書類をどこまで提供できるのか、可能なものと不可能なものの判断基準が明確ではない」

⇒議員は専門家ではない。内容が専門的である場合、議員本人一人が資料を見て、どう判断しろというのだろうか。

市からの調査資料を、すべての議員が、議員本人ただ一人で読み、判断しているのか？
明らかに資料の理解には、専門家の助けが必要ではないか。

⇒条例に、「議員本人以外は資料を見てはいけない」、また、「相談を受けて資料を見た専門家は、その内容に問題があったとしても、市に通報してはならない」と記載することを要求する。

⇒この民間業者は、資料の内容については市長に直接陳情しただけであり、他へは一切漏洩していないし、市の事業改善を求めただけである。何ら得はしていない。この事業者のイメージを著しく損なっている。

(以上)